奈良県訓令第十五号

各部課室
各出先機関

職員住宅等入居者選考審査会規程（昭和三十八年十二月奈良県訓令甲第十号）の一部を次のように改正し、平成二十年一月一日から施行する。

平成十九年十二月二十八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

第三条第一号中「職員厚生課長」を「総務厚生センター所長」に改める。

第六条中「職員厚生課」を「総務厚生センター」に改める。